

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

## 1 特別養護老人ホーム白鶴ホームの概要

### (1) 事業の目的

社会福祉法人清澄会（以下「法人」という。）が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム白鶴ホーム」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

### (2) 運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 職員は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとします。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### (3) 提供できるサービスの種類

介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

### (4) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム白鶴ホーム
所在地	〒339-0065 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号
電話番号	048-758-0034
FAX番号	048-758-0057
介護保険指定番号	1170700197

(5) 職員体制

従業者の職種	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
施 設 長	名	名	サービス管理全般	名
医師（嘱託医）	名	名	診療・健康管理等	名
生 活 相 談 員	名	名	生活上の相談等	名
介 護 職 員	名	名	日常介護業務	名
看 護 職 員	名	名	医療・健康管理業務	名
機能訓練指導員	名	名	機能訓練等（看護職員兼務）	名
介護支援専門員	名	名	サービス計画の立案等（生活相談員兼務）	名
管 理 栄 養 士	名	名	栄養管理等	名
事 務 職 員	名	名	一般事務・料金請求等	名
宿 直 員	名	名	宿直業務	名
清 掃 員	名	名	施設内清掃・環境整備	名
運 転 手	名	名	送迎	名

(6) 勤務体制

従業者の職種	形態	勤務体制
施設長	日勤	8時30分～18時00分
事務員等	早番	8時30分～18時00分
	遅番	9時00分～18時30分
介護職員	早番	7時30分～17時00分
	中番	9時00分～18時30分
	遅番	10時00分～19時30分
	夜勤	17時00分～10時00分
看護職員	早番	8時00分～17時30分
	中番	9時00分～18時30分
	遅番	9時30分～19時00分
管理栄養士	早番	7時30分～17時00分
	遅番	9時00分～18時30分

(7) 設備概要

定員	50名	介護士室	1室	
居室	4人部屋	11室	医務室	1室
	2人部屋	6室	看護師室	1室
	個室	4室	静養室	1室
食堂	1室	機能回復訓練室	1室	
一般浴室	1室	リネン室	1室	
特別浴室	1室	送迎車	1台	

※ 居室は、利用者の状況等によりご相談して決めさせていただきます。入所後においても利用者の状況等により変更することがあります。

## 2 サービス内容

### (1) 施設サービス計画の立案

- ・・・介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者、又はご家族の方に説明し、同意をいただきます。

### (2) 食 事・・・朝食 8：00～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

### (3) 入 浴・・・週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助又は特別浴、もしくは清拭となる場合があります。

### (4) 介 護・・・施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

### (5) 機能訓練・・・必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

### (6) 生活相談・・・常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

### (7) 健康管理・・・当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等、医療的管理を行っています。また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

### (8) 緊急時の対応

- ・・・体調の変化等、緊急の場合は、必要な緊急措置を行うとともに、家族等の緊急連絡先に連絡します。

### (9) 安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

### (10) 療養食の提供

- ・・・当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために、療養食をご用意しております。料金は、別途追加料金がかかります。

(11) 行政手続代行

- ・・・行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。

(12) 日常費用の受入、保管管理及び支払代行

- ・・・介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入、保管管理及び支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「事務代行承諾書」の締結が必要となります。

(13) 所持品等の保管

- ・・・特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。

(14) レクリエーション

- ・・・当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

(15) 希望食の提供

- ・・・当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は、前日までにお申出ください。

(16) 通院サービス

- ・・・医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。料金は、別途かかる場合があります。

(17) 理美容サービス

- ・・・当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は、別途かかります。

### 3 料金

お支払いいただく料金は、【別紙】のとおりです。

### 4 支払方法

当月の料金の請求書を翌月15日までに送付しますので、20日までに埼玉りそな銀行岩槻支店自動引き落としの方法でお支払いください。ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、15日以内にお支払

ください。

## 5 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

## 6 入退所の手続

### (1) 入所手続

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) 退所手続

#### ① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

#### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合・・・その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、又は要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・その翌日

#### ③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院、又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただきます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。

- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由により、その契約終了日の翌日以降施設を利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

## 7 協力医療機関

名 称	医療法人慈弘会 岩槻中央病院
所 在 地	さいたま市岩槻区東岩槻2丁目2番地20
院 長 名	保 坂 浩 史
診 療 科	内科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・循環器科・呼吸器科・胃腸科
入 院 設 備	ベッド数121床
救急指定の有無	有

## 8 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は、面会時間を遵守し、その都度面会簿にご記入ください。面会時間は、午前8時～午後8時までです。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には、必ず職員に届け出てください。
居 室 ・ 設 備 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙・飲酒は決められた場所でできます。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗 教 活 動 等	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動等をご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 9 非常災害対策

非常時の対応	非常時の場合は、関係機関等に通報するとともに、利用者の安全確保を最優先に対応します。			
消防訓練	年2回以上夜間を想定した消防訓練を、利用者も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器	16箇所	非常放送設備	あり
	移動粉末消火設備	1箇所	避難用すべり台	1基
	スプリンクラー設備	あり	誘導灯	20箇所
	自動火災報知設備	あり	漏電火災警報器	あり
	火災通報装置	あり	自家発電設備	あり
消防計画等	消防署への届出日：平成11年4月8日 防火管理者：事務長 清水 澄夫			

### 10 事故発生時の対応

事故発生の際は、迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び保険者に連絡を取ります。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

なお、サービスの提供にあたり、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

### 11 緊急時の対応

利用者の容態に変化があった等、緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置をとるほか、別紙に定める緊急連絡先に連絡します。

### 12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	主任介護士 菊池 恵利
-------------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 3 苦情受付及び個人情報相談窓口

1	社会福祉法人 清澄会
	受付担当者 事務長 清水 澄夫 生活相談員 穴井 美代子
	解決責任者 施設長 関根 健一 副施設長 清水 文子
	第三者委員 評議員 加藤 史子 評議員 宇佐美 サチ子 (白鶴ホーム正面玄関に第三者委員専用苦情相談受付箱設置)
	電話 048-758-0034 受付時間 8:30~18:00
2	さいたま市岩槻区役所 高齢介護課 電話：048-790-0169
3	さいたま市役所 高齢福祉課 電話：048-829-1259
4	さいたま市役所 介護保険課 電話：048-829-1264
5	埼玉県国民健康保険団体連合会 電話：048-824-2568

### 1 4 その他運営に関する重要事項

- (1) 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。
  - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
  - ② 継続研修 年1回以上
- (2) 職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

- (3) 職員であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (4) 施設は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (5) 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。
- (6) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

#### 1 5 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

(事業者) 住 所 さいたま市岩槻区宮町1丁目5番12号

事業者名 社会福祉法人 清 澄 会  
特別養護老人ホーム白鶴ホーム

説 明 者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ⑩

(代理人) 住 所

氏 名 ⑩

## 別紙 料金

### (1) 利用料金

	従来型個室・多床室			
	1日あたりの 利用料金	1日あたりの 自己負担分 (1割負担の方)	1日あたりの 利用料金	1日あたりの 自己負担分 (3割負担の方)
要介護 1	6,290円	629円	1,258円	1,887円
要介護 2	7,038円	704円	1,408円	2,112円
要介護 3	7,817円	782円	1,564円	2,346円
要介護 4	8,565円	857円	1,713円	2,570円
要介護 5	9,302円	931円	1,861円	2,791円

### (2) 加算料金

		自己負担額 (1割負担の方)	自己負担額 (2割負担の方)	自己負担額 (3割負担の方)
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	20円/日	39円/日	58円/日
	看護体制加算(Ⅱ)イ	14円/日	28円/日	42円/日
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	24円/日	47円/日	71円/日
	栄養マネジメント強化加算	12円/日	24円/日	36円/日
	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	54円/月	107円/月	161円/月
	初期加算	32円/日	64円/日	96円/日
	外泊時費用	263円/日	526円/日	789円/日
	外泊時在宅サービス利用費 用	598円/日	1,196円/日	1,794円/日
	療養食加算 (1日に3回を限度)	7円/回	13円/回	20円/回
	経口維持加算(Ⅰ)	428円/月	855円/月	1,282円/月
	経口維持加算(Ⅱ)	107円/月	214円/月	321円/月
	経口移行加算	30円/日	60円/日	90円/日

		自己負担額 (1割負担の方)	自己負担額 (2割負担の方)	自己負担額 (3割負担の方)
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	97円/月	193円/月	289円/月
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	118円/月	235円/月	353円/月
	再入所時栄養連携加算	214円/回	428円/回	641円/回
	退所前訪問相談援助加算	492円/回	983円/回	1,474円/回
	退所後訪問相談援助加算	492円/回	983円/回	1,474円/回
	退所時相談援助加算	428円/回	855円/回	1,282円/回
	退所前連携加算	534円/回	1,068円/回	1,602円/回
	在宅復帰支援機能加算	11円/日	22円/日	32円/日
	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	214円/日	428円/日	641円/日
	退所時栄養情報連携加算	75円/月	150円/月	225円/月
	退所時情報提供加算	267円/月	534円/月	801円/月
	協力医療機関連携加算(Ⅰ) (R7.3.31まで)	107円/月	214円/月	321円/月
	協力医療機関連携加算(Ⅰ) (R7.4.1から)	54円/月	107円/月	161円/月
	協力医療機関連携加算(Ⅱ)	6円/月	11円/月	16円/月
	特別通院送迎加算	635円/月	1,269円/月	1,903円/月
	新興感染症等施設療養費 ※1月に1回5日限度	257円/日	513円/日	769円/日
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	※ 説明参照		

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(14.0%)】(1単位未満四捨五入)×1単位の単価(10.68円)となります。

利用者負担額(1割)は、【上記額-(上記額×0.9)】(1円未満切り捨て)となります。

利用者負担額（２割）は、【上記額－（上記額×0.8）】（１円未満切り捨て）となります。

利用者負担額（３割）は、【上記額－（上記額×0.7）】（１円未満切り捨て）となります。

（３）居住費

居 住 費	従来型個室：1,231円	多床室：915円
-------	--------------	----------

（４）食費

食 費	1,445円（１日あたり）
-----	---------------

介護保険負担限度額認定証お持ちの方			
負担段階	食 費	居 住 費	
		従来型個室	多床室
第１段階	300円	380円	0円
第２段階	390円	480円	430円
第３段階①	650円	880円	430円
第３段階②	1,360円	880円	430円

（５）その他のサービス料金

サービスの種別	利 用 料
希 望 食	実費（施設にて300円負担）
美 容	1回 2,000円（カットのみ）
クラブ活動費用	材料費等の実費相当額（活花クラブ）
予 防 接 種	実費（インフルエンザ予防接種）
事 務 管 理 費	1か月 3,000円

○ その他

- ・介護保険関係法令の改正等により、料金を変更する場合には、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。
- ・料金についてご不明なことがございましたら、遠慮なく担当者までお問合せください。